フェース゛	状況	該当児童 の登園		休園	園での 周知	該当児童以 外 の登園	清掃・消毒
			登園不可期間				
(1)	在園児の同居の家族等(以下「家族等」という。)の職場や学校などで感染者が出たが、家族等が感染者と濃厚接触と特定されていない場合、かつ家族等に発熱や咳などの症状が出ていない場合	可能 ※健康状態に留 意するよう伝達	_	開園	無し	可能	通常通り
l (ソ)	家族等が濃厚接触者に特定された場合、又は家族等の職場や学校などで感染者が出た場合において家族等に発熱や咳などの症状が出た場合	登園の自粛を要 請	家族等が感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間	開園	無し	可能	通常通り
3	在園児が、感染者の濃厚接触者に特定 された場合	不可	感染者と最後に濃厚接触を した日から起算して2週間	開園	児童育成協会 ならびに県・ 市行政等と調 整	可能	職員による施 設消毒(ドア ノブ・手すり 等)の実施
4	感染した在園児が登園していた場合 (発熱や咳などの症状に関わらない)	/\	登園判断について、登園許可証の提出必須	休園 ※2週間 (児童育成協会 ならびに県・市 行政等と調整)	実施	不可	消毒の実施 (保健所等の 指導による)

[※]この対応判断は目安であり、状況によって変わる場合があります。また、新型コロナウイルスの状況は日々変わってきていることから、今後変更となる可能性があります。

[※]濃厚接触者とは、保健所が定める濃厚接触者をいう。